

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県条例第32号

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

(香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例(昭和47年香川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 農村地域工業等導入指定地区 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号。以下「省令」という。)第1条第1項の規定により指定された地区をいう。 (2)～(5) 略
(1) 略	
(2)～(5) 略	
(県税の課税免除)	(県税の課税免除)
第3条 農村地域工業等導入指定地区内において工業等用設備でこれを構成する減価償却資産のうちに適用設備(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。第1号において同じ。)を含むものを <u>平成21年12月31日</u> までの間に新設し、又は増設した者について、次の各号に掲げる県税のうちそれぞれ当該各号に定める額の課税を免除する。 (1)～(3) 略 2 略	第3条 農村地域工業等導入指定地区内において工業等用設備でこれを構成する減価償却資産のうちに適用設備(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。第1号において同じ。)を含むものを <u>平成20年3月31日</u> までの間に新設し、又は増設した者について、次の各号に掲げる県税のうちそれぞれ当該各号に定める額の課税を免除する。 (1)～(3) 略 2 略
(申請書の提出)	(申請書の提出)
第4条 略	第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28、第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)若しくは第745条第1項において準用する第383条又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第 号）の施行の日の属する年度の前年度の基準財政収入額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条第1項に規定する基準財政収入額をいう。）の算定において法第10条の規定の適用を受けている地区は、第2条第1号の規定にかかわらず、当分の間、同号に規定する農村地域工業等導入指定地区とする。

（香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正）

第2条 香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成11年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により市町が認定基本計画を公表した日（当該公表した日が<u>平成22年3月31日</u>以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）第45条及び附則第27項の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により市町が認定基本計画を公表した日（当該公表した日が<u>平成20年3月31日</u>以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）第45条及び附則第27項の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（以下「新農工条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の香川県中心市街地における県税の特別措置条例の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日以後に新農工条例第2条第1号に規定する農村地域工業等導入指定地区内において新農工条例第3条第1項に規定する工業等用設備を新設し、又は増設した者で同項の規定の適用を受けようとするもののうち、新農工条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から1月以内に到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28、第72条の55（同法第72条の55の2の規定により

申告がされたものとみなされる場合を含む。) 若しくは第745条第1項において準用する第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第32号）の施行の日から1月以内」とする。